

2021年度・年末年始例外荷役に係る声明
～港湾ユーザー(船社・荷主など)の皆様にご協力とご理解を求める～

1. 一般社団法人日本港運協会(略：日港協)は、邦・外船社からの要請として「年末年始例外荷役の実施」を全国港湾労働組合連合会(略：全国港湾)に求めてきました。私たちはこの間の日港協の労使関係に対する基本姿勢を踏まえ、「21年度年末年始例外荷役の実施要請を受け入れられない」との判断に至りました。

この結果、港湾ユーザー(荷主・船社)並びに港運関係者に多大な影響を及ぼし、大変な御迷惑をお掛けすることの重大性に鑑み、国民経済の動脈ともいえる物流を担う者として、私たちの意を理解していただきたいと声明を出すこととしました。

2. これまで私たちは「年末年始荷役の要請」に可能な限り協力してきました。しかしながら、この間、日港協の労使関係に対する姿勢や労働諸課題に関する取り組みに大きな変化が見られるようになりました。2016年以来、日港協は「産別最低賃金制度の団体交渉等に応じることは独占禁止法に抵触する恐れを払拭できない」との理由で産別最低賃金に係る団交を拒否してきました。

3. 日港協は、2019年に団交促進を求めた中央労働委員会の「あっせん案」を拒否しました。そして、本年8月18日に、東京都労働委員会は、独禁法に抵触すると解されないから「産別最低賃金制度の団体交渉に応じるよう」命令書を発出しました。にも拘らず、日港協は、東京都労働委員会の命令を不服として中央労働委員会へ「再審査」の請求を行なったのです。

4. 日港協は「労使協調で進みたい」と繰り返し述べていますが、組合側の要求に対する回答には、それを裏付けるもののがありません。そればかりか労働委員会の命令を「履行する義務はない」と居直り、独禁法への“おそれ”を法理や通説を示さないまま否定する姿勢は、社会的な責任を負う団体としてやってはならないことであり、“異常”と言っても過言ではないでしょう。

5. 私たちは、「産別最低賃金制度に対する団交拒否」、「東京都労働委員会命令に対する履行義務の放棄と中央労働委員会への再申請」にみる、産別労使関係に対する軽視、或いは産別労使関係をも否定することを想起させる現状に強い危機感を持っています。

私たちは、正常な労使関係のもとで物流を担う社会的使命を果たしていきたいと考えています。日港協が、自ら社会的な心象を貶める行為からの脱却を決断し、その姿勢を正し、「産別労使関係の再構築・正常化」することが第一と考えます。そのためには、「再申請の取り下げ・産別最低賃金制度についての団交再開」が不可欠と考えております。

今、港湾労使間には様々な課題が山積しておりますが、異常な労使関係のもとで、これらの前進も図られていません。

6. 船社・荷主の皆様には大変なご心配をおかけしておりますが、この意を汲んでいただき、日港協に対して正常な労使関係に戻すよう強く働きかけていただくことをお願いする次第です。

2021年10月28日

全国港湾労働組合連合会・第3回中央執行委員会